

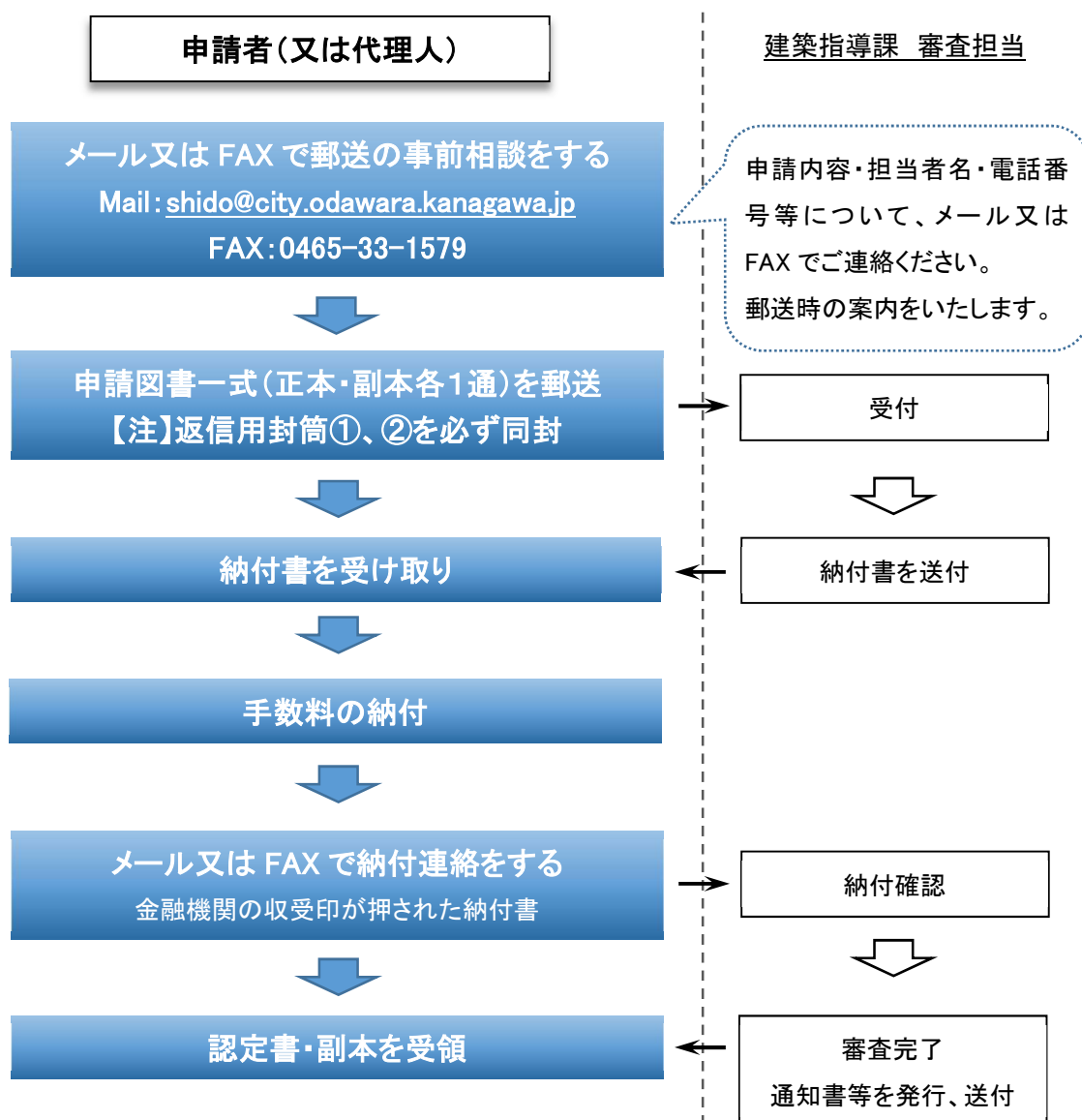
長期優良住宅・低炭素建築物・建築物エネルギー消費性能

向上計画の認定申請の郵送による手続きについて

小田原市都市部建築指導課

■手続きの流れ

「申請書一式の郵送」から「認定書の受領」までの期間は、概ね**3週間**を予定してください。
(審査状況により、上記期間が延びることがありますのでご了承ください。)



■郵送の注意点

1. 申請書等は正本及び副本各1通を送付してください。また信書を送ることができ、かつ配達記録が残る方法で郵送してください。
2. 封筒の宛先は「小田原市 都市部 建築指導課」とし、封筒の表には「長期優良住宅認定申請書類在中」など書類名を明記してください。（低炭素建築物の認定申請であれば、「低炭素建築物認定申請書類在中」）
3. 以下の書類を返信するための返信用封筒①、②をそれぞれ同封してください。なお、返信用封筒①は副本や通知書（A4）を折らずに入れることのできる大きさのもの、返信用封筒②は長形3号（125mm×235mm）と同様の大きさのものとし、かつ①②共に配達にかかる費用分の切手を貼付してください。（返信用封筒①については許容サイズ内であればレターパックプラスも可能です。）
 - ① 本市で発行する認定通知書及び副本
 - ② 申請手数料を記載した納付書
4. 上記の返信用封筒はあらかじめ宛先（申請者の住所・会社名・氏名。委任状が添付されている場合は、代理人の住所・会社名・氏名。）を記載してください。また、信書を送ることのできるものとしてください。
5. HPに掲載されている「申請チェックシート」の「チェック項目」および「認定申請時の必要書類」を確認のうえ、✓を付け、表面の担当者連絡先欄に申請に関して対応可能な連絡先（担当者名、電話番号、メールアドレス等）を必ず明記し、申請書の正本に添付してください。
6. 郵送等にかかる費用はすべて申請者の負担となります。申請書等に不備があり、本市から返送する場合も申請者の負担となりますのでご了承ください。
7. 窓口受付に比べて手続きに日数を要します。
8. 郵送事故に関して、本市は責任を負いません。

■郵送・問い合わせ先

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市 都市部 建築指導課

電話：0465-33-1433

FAX：0465-33-1579

メール：shido@city.odawara.kanagawa.jp